

政令第四十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の四から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 三塩化チタン及びこれ含有する製剤

第一条中第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれ含有する製剤

第一条に次の一号を加える。

三十一 六弗化タンダステン及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(136)を(139)とし、(32)から(135)までを(35)から(138)までとし、(31)を(33)とし、(33)の次に次のよ

うに加える。

- (34) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブタ―三―エニルベンゾアート及びこれ含有す

る製剤

第二条第一項第三十二号中(30)を(32)とし、(11)から(29)までを(13)から(31)までとし、(10)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

- (12) (E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―

―エンニトリルの混合物( (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、(

Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカ―一〇―エンニ

トリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。)及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(9)を(10)とし、(1)から(8)までを(2)から(9)までとし、同号に(1)として次のように加

える。

- (1) 五―アミノ―一―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル)―四―エチルスルフィ

ニル―一H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれ含有する製剤

第二条第一項中第九十九号の八を第九十九号の九とし、第九十九号の三から第九十九号の七までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の二の次に次の一号を加える。

九十九の三　メチルⅡN―「三―」―（四―クロロフェニル）―一H―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フェニル」（N―メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロビン）及びこれを含有する製剤

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日まで

は、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。